

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

建設工事請負契約書（案）

令和7年8月

岡 山 市

収 入
印 紙

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 建設工事請負仮契約書

発注者と受注者は、工事の施工について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項及び岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が特定建設工事共同企業体を組織する場合、受注者は、別添の特定建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、この仮契約書は、岡山市議会の議決を経たときに本契約書としての効力を有し、改めて契約書は作成しない。また岡山市議会で否決されたときは、この仮契約書は無効とし、岡山市は一切の責任を負わない。

1 事業名 岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

2 工事場所 岡山市南区当新田 486 番地 1

3 工期 議決の日から令和 12 年 3 月 29 日まで

4 請負代金額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金

この契約に係る契約保証の種類は、下記のうち とする。

契約保証の種類

①銀行等の金融機関の保証

②前払金保証事業会社の保証

③公共工事履行保証証券

④履行保証保険による保証

⑤契約保証金の納付

6 前金払の有無 有り

7 契約不適合責任期間

(1) 施工に関する契約不適合責任期間 2 年

ただし、その契約不適合が受注者の故意、または重大な過失により生じたものであるときはこれを 10 年間とする。

(2) 設計に関する契約不適合責任期間 10 年

8 中間前金払又は部分払の有無 有り

この契約において、下記のうち とする。

①中間前金払

②部分払

ただし、②とした場合は、約款 35 条第 3 項から第 7 項までを削る。

9 特約事項

この契約においては、

- (1) ① 本契約において、各会計年度における請負代金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び出来高予定額は、次のとおりとする。

	支払限度額	出来高予定額
令和7年度	0円	0円
令和8年度	0円	0円
令和9年度	円	円
令和10年度	円	円
令和11年度	円	円

ただし、前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

- ② 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。
- (2) ① 本契約の前払金及び中間前払い金については、約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、約款第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下、「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金を請求することはできない。
- ② 9(2)①の場合において、当該会計年度において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、9(2)①の規定による読替え後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の請求をすることができない。
- ③ 9(2)①の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで保証期限を延長するものとする。この場合においては、約款第36条第3項の規定を準用する。
- (3) ① 本契約で部分払を選択した場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合は、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に

部分払の支払を請求することはできない。

- ② 本契約で部分払を選択した場合において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、約款第38条第6項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔請負代金相当額（当該会計年度の出来高予定額を超過した部分がある場合はこれを除く。） $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 $\times$ （当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額）

- ③ 本契約で部分払を選択した場合において、前払金の支払を受けている場合の第1回部分引渡し後の部分払金の額については、約款第38条第6項及び9(3)②の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ （請負代金相当額 $-$ 第1回指定部分に相応する請負代金額） $\times 9/10 -$ 前会計年度までの支払金額（第1回指定部分に相応する請負代金額を除く。） $-$ 当該会計年度の支払部分払金額（第1回指定部分に相応する請負代金額を除く。） $-$ 〔請負代金相当額（当該会計年度の出来高予定額を超過した部分がある場合はこれを除く。） $-$ 第1回指定部分に相応する請負代金額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額（第1回指定部分に相応する請負代金額を除く。） $-$ 出来高超過額〕 $\times$ （当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額）

- ④ 本契約で部分払を選択した場合において、前払金の支払を受けている場合の第2回部分引渡し後の部分払金の額については、約款第38条第6項、9(3)②及び9(3)③の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ （請負代金相当額 $-$ 第2回指定部分に相応する請負代金額） $\times 9/10 -$ 前会計年度までの支払金額（第2回指定部分に相応する請負代金額を除く。） $-$ 当該会計年度の支払部分払金額（第2回指定部分に相応する請負代金額を除く。） $-$ 〔請負代金相当額（当該会計年度の出来高予定額を超過した部分がある場合はこれを除く。） $-$ 第2回指定部分に相応する請負代金額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額（第2回指定部分に相応する請負代金額を除く。） $-$ 出来高超過額〕 $\times$ （当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額）

- (4) ① 本契約で中間前金払を選択した場合においては、約款第35条第6項の規定にかかわらず、中間前金払とともに、各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対して部分払をすることができるものとする。この場合において、年度末出来高払を行うか否かについては、発注者と受注者とが協議のうえ、決定するものとする。なお、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

- ② 9(4)①の場合において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$ - 前会計年度までの支払金額 - {請負代金相当額(当該会計年度の出来高予定額を超過した部分がある場合はこれを除く。) - (前会計年度までの出来高予定額)} $\times$ {(当該会計年度前払金額 + 当該会計年度中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額}

- ③ 9(4)①の場合において、前払金の支払を受けている場合の部分引渡し後の部分払金の額については、9(4)②の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ (請負代金相当額 - 当該会計年度の指定部分に相応する請負代金の額) $\times 9/10$ - 前会計年度までの支払金額 (当該会計年度の指定部分に相応する請負代金額を除く。) - {請負代金相当額 (当該会計年度の出来高予定額を超過した部分がある場合はこれを除く。) - 当該会計年度の指定部分に相応する請負代金の額 - 前会計年度までの出来高予定額 (当該会計年度の指定部分に相応する請負代金額を除く。)} $\times$ {(当該会計年度前払金額 + 当該会計年度中間前払金額) / 当該会計年度出来高予定額}

- (5) ① 本契約で令和10年度に部分引渡しを行う場合の部分引渡しに係る請負代金の額は、約款第39条第2項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 第1回指定部分に相応する請負代金の額 - 部分引渡しまでの支払部分払金額 - {第1回指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ (当該会計年度までの前払金額 + 当該会計年度までの中間前払金額) / 当該会計年度までの出来高予定額}

- ② 本契約で令和11年度に部分引渡しを行う場合の部分引渡しに係る請負代金の額は、約款第39条第2項及び9(5)①の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 第2回指定部分に相応する請負代金の額 - 部分引渡しまでの支払部分払金額 (第1回指定部分にかかる支払部分払金額を除く。) - {第2回指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ (令和10年度から当該会計年度までの前払金額 + 令和10年度から当該会計年度までの中間前払金額) / 令和10年度から当該会計年度出来高予定額}

- (6) 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和7年度	0回
令和8年度	0回
令和9年度	1回以内
令和10年度	1回以内
令和11年度	1回以内

- (7) 受注者が特定建設工事共同企業体を組織する場合、約款第42条に定める契約不適合責任は、特定建設工事共同企業体が解散した後においても、協定書に記載の各構

成企業が共同連帯してその責に任ずるものとする。

- (8) この契約においては、約款第 35 条第 6 項の規定にかかわらず、部分引渡しに係る請負代金の支払いを請求した後においても、中間前金払いを請求することができる。

10 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

11 建設発生土の搬出先等 搬出する予定がある場合は要求水準書に記載のとおり

仮契約の証として本書●通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

印

受注者
(代表者)

印

**岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業
建設工事請負契約約款**

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(関連工事の調整)	2
第3条	(工程表)	2
第4条	(契約の保証)	2
第5条	(権利義務の譲渡等)	3
第5条の2	(著作権の譲渡等)	3
第6条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	4
第6条の2	(指名停止期間中の者等の下請負等の禁止)	4
第7条	(下請負人の通知)	4
第7条の2	(下請負人の健康保険等加入義務)	4
第8条	(特許権等の使用)	5
第8条の2	(意匠の実施の承諾等)	5
第9条	(監督員)	5
第10条	(現場代理人及び主任技術者等)	6
第11条	(履行報告)	6
第12条	(本件工事関係者に関する措置請求)	6
第13条	(工事材料の品質及び検査等)	7
第14条	(監督員の立会い、工事記録の整備等)	7
第15条	(支給材料及び貸与品)	7
第16条	(工事用地等の確保等)	8
第17条	(要求水準書又は実施設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	8
第18条	(条件変更等)	9
第19条	(要求水準書の変更)	9
第20条	(工事の中止)	10
第21条	(著しく短い工期の禁止)	10
第22条	(受注者の請求による工期の延長)	10
第23条	(発注者の請求による工期の短縮等)	10
第24条	(工期の変更方法)	10
第25条	(請負代金額の変更方法等)	10
第26条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	11
第27条	(臨機の措置)	11
第28条	(一般的損害)	11
第29条	(第三者に及ぼした損害)	12
第30条	(不可抗力による損害)	12
第31条	(請負代金額の変更に代える要求水準書及び実施設計図書の変更)	13
第32条	(検査及び引渡し)	13
第32条の2	(実施設計図書の承諾)	13
第33条	(請負代金の支払い)	14
第34条	(部分使用)	14
第35条	(前金払及び中間前金払)	14
第36条	(保証契約の変更)	15
第37条	(前払金の使用等)	15
第38条	(部分払)	15
第39条	(部分引渡し)	16
第40条	(第三者による代理受領)	16
第41条	(前払金等の不払に対する工事中止)	16
第42条	(契約不適合責任)	16

第43条	(発注者の任意解除権)	17
第44条	(発注者の催告による解除権)	17
第45条	(発注者の催告によらない解除権)	17
第46条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	18
第47条	(受注者の催告による解除権)	18
第48条	(受注者の催告によらない解除権)	19
第49条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	19
第50条	(解除に伴う措置)	19
第51条	(発注者の損害賠償請求等)	20
第52条	(受注者の損害賠償請求等)	20
第53条	(契約不適合責任期間等)	21
第54条	(談合その他の不正行為の場合における賠償金)	21
第55条	(火災保険等)	22
第56条	(制裁金等の徴収)	22
第57条	(あっせん又は調停)	22
第58条	(仲裁)	22
第59条	(管轄裁判所)	22
第60条	(情報通信の技術を利用する方法)	23
第61条	(補則)	23

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款及び契約書（以下「この約款」という。）に基づき、本件事業に係る要求水準書、入札説明書、質問回答書（以下「要求水準書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この約款並びに要求水準書等、技術資料及び実施設計図書を内容とする請負契約（以下「本契約」という。）を履行しなければならない。

2 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「要求水準書」とは、岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業の入札において発注者が公表した入札公告に基づく入札書類のうち基幹的設備改良工事要求水準書及び第2期長期包括運営委託要求水準書並びに質問回答をいう。
- (2) 「技術資料」とは、岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業の入札公告に従い受注者が作成し、発注者に提出した技術資料をいう。
- (3) 「本件工事」とは、要求水準書の規定に基づき工事目的物を完成させるために必要な設計並びに施工及び調査等をいう。
- (4) 「実施設計図書」とは、要求水準書に基づき受注者が作成し、発注者が承諾した実施設計図書をいう。
- (5) 「本件施設」とは、ごみ焼却施設（工場棟と管理棟は合棟構造）、計量棟、洗車場等の附属建物、敷地内外構施設及びその他付帯設備によって構成する岡山市当新田環境センターをいう。
- (6) 「設計成果物」とは、第32条の2に規定する承諾を受けた後、この契約に基づく変更等により修正された実施設計図書をいう。
- (7) 「設計図書」とは、要求水準書及び実施設計図書をいう。
- (8) 「設計業務」とは、要求水準書に定める設計に関する事項（第32条の2に規定する承諾を受けた後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。

3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、要求水準書においてこの約款で定めのない事項を規定している場合及びこの約款の内容に追加、変更を加えている場合には、要求水準書の内容がこの約款に優先する。また、技術資料の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、仕様の水準等を超える部分は、要求水準書と同位の順序にあるものとみなす。

- (1) この約款
- (2) 要求水準書
- (3) 実施設計図書
- (4) 技術資料

4 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

5 発注者は、要求水準書に意図する実施設計図書及び設計成果物を完成させるため、本件工事に関する指示を受注者又は受注者の監理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の監理技術者は、当該指示に従い本件工事を行わなければならない。

6 受注者は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議が成立した場合を除き、本件工事に必要な実施設計図書を完成するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。又、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び要求水準書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

7 発注者及び受注者は、法令等に基づき秘密情報の開示が求められる場合、又は相手方の同意がある場合を除き、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密情報を自己の代理人及び発注者が設計施工監理業務を委託したコンサルタント以外の第三者に漏らしてはならない。

8 受注者は、この約款に定められた発注者と受注者間の協議が調わないことをもって本件工事の遂行を拒んではならない。

- 9 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 10 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者又は受注者は、前項に規定する請求、通知、報告、申出、承諾を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求、通知、報告、申出、承諾を書面に記載し、7日間以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 12 発注者及び受注者は、本契約を構成する書面及び図面に基づき協議を行うときは当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 13 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 14 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 15 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 16 この約款及び要求水準書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 17 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 18 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 受注者は、運営事業者が運営業務委託契約の定めるところに従って工期中においても工事目的物の一部で適正な業務準備を実施しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、受注者の施工する工事及び運営事業者の実施する工事目的物における業務がその施工又は実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、受注者及び運営事業者の間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、運営事業者による工事目的物における適正な業務の準備を支援し、発注者及び本件施設の利用者に損害を被らせないものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、発注者による廃棄物処理その他本件施設全体の運営の適正な実施に協力しなければならない。

（工程表）

- 第3条 受注者は、要求水準書及び技術資料に基づいて、本件工事の概略の工程を示した全体工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事に着手すべき時期までに発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が
確実と認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律
第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第5項において「保証の
額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51
条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければなら
ない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証
は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証
を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額に3割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10
分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の
減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら
ない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、実施設計図書（未完成の実施設計図書及び設計業務を行う上で得られた記録等を含
む。）、設計成果物、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条
第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受
けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。た
だし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条の2 受注者は、設計成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規
定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作
権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第28条に定める権
利を含む。）は、著作権法の規定に従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に属する。
- 2 受注者は、設計成果物について、発注者の裁量により本件工事及び本件施設の運営に付随し、
若しくは関連する目的の範囲内で自由に利用する権利及び権限を発注者に対して付与し、又は当
該成果物の著作権者である第三者（ただし、発注者が受注者に提供した著作物の著作権を除く。）
をしてこれを付与せしめる。これにより、発注者は、当該設計成果物について、発注者の裁量に
より本件工事及び本件施設の運営に付随し、又は関連する目的の範囲内で自由に利用する権利及
び権限を取得する。発注者の利用態様には、以下に掲げる利用態様が含まれるが、これらに限定
されない。
- (1) 著作者名を表示せずに、成果物の全部若しくは一部又は本件施設の内容を自ら公表し若
しくは広報に使用し、又は発注者が指定する第三者をして公表させ若しくは広報に使用させる
こと、若しくは発注者が指定する第三者が公表又は広報に使用すること。
 - (2) 成果物の全部又は一部を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件施設の完成、増築、改築又は修繕等のために必要な範囲で、成果物及び本件施設の
複製、頒布、展示、改変、翻案若しくはその他の修正をすること、又は発注者の委託する第三
者をして当該行為を行わせしめること。
 - (4) 本件施設を写真、模型、絵画又はその他の方法により表現すること。
 - (5) 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 受注者は、成果物に関して、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定

された権利を行使せず、又は成果物に関連して著作権である第三者（ただし、発注者が受注者に提供した著作物の著作権者を除く。）をして、これを行使させてはならない。

- 4 受注者は、次に掲げる行為をしてはならず、成果物に関連して著作権である第三者（ただし、発注者が受注者に提供した著作物の著作権者を除く。）をして、当該行為を行わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。

- (1) 成果物の全部又は一部の内容を公表すること。
- (2) 成果物の全部又は一部に関して、受注者又は発注者以外の第三者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物の全部又は一部を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- 5 発注者は、受注者が設計成果物又は工事目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 受注者は、設計業務及び本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（指名停止期間中の者等の下請負等の禁止）

- 第6条の2 受注者は、設計業務及び本件工事の全部又は一部を発注者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

- 第7条 受注者は、発注者に対して下請負人の商号又は名称その他発注者が必要と認める事項を直ちに通知しなければならない。

（下請負人の健康保険等加入義務）

- 第7条の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「未加入業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者が指定した期限までに、当該未加入業者が下請負契約に基づく履行に着手する前に当該下請負契約を解除した事実を確認することができる書類を提出した場合は、本文の規定による義務に違反していないものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合は、未加入業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請負契約を締結する下請負人 発注者が指定した期限までに、当該未加入業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合

- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該未加入業者を下請負人としなければ本件工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が指定した期限（発注者が、受注者において確認書類を当該期限内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期限を延長したときは、その延長後の期限）までに、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 未加入業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、受注者が同号に定める期限内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該未加入業者と締結した下請負契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額
- (2) 未加入業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期限内に確認書類を提出しなかったとき 当該未加入業者がその注文者と締結した下請負契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている設計の施行方法、工事材料、施工方法等（以下「施行方法等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計成果物によって表現される構造物若しくは設計成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人（第10条の各技術者を含む）に対する指示、承諾又は協議
- (2) 受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 要求水準書に基づく工程の管理、立会い、本件工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- (4) 第2条に規定する関連工事の調整
- (5) 工期の延長についての受注者との事前協議
- (6) 第29条に規定する第三者に及ぼした損害及び第30条に規定する不可抗力による損害の調査
- (7) その他本件工事の施工上必要な事項

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもって行わなければならない。

- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法第26条第2項の規定に該当する場合にあっては、監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第5項の規定に該当する場合にあっては、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下「主任技術者若しくは監理技術者」という。)

(3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書の規定により監理技術者が兼務する場合において、同項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人、監理技術者等(主任技術者若しくは監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

5 受注者は、前各項に定めるところのほか、本件工事の設計に関して技術上の管理を行う管理技術者及び実施設計図書及び設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。当該技術者を変更したときも同様とする。

6 管理技術者は、この契約の履行に関し、本件工事の設計の管理及び統轄を行う。発注者は、その意図する実施設計図書及び設計成果物を完成させるため、この契約の履行に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、発注者と当該指示に関する協議を行うものとし、当該協議において双方が合意した内容に従い業務を行わなければならない。

7 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

8 照査技術者は、第5項に規定する管理技術者を兼ねることはできない。

(履行報告)

第11条 受注者は、要求水準書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(本件工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等、専門技術者若しくは管理技術者又は照査技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者若しくは管理技術者又は照査技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が本件工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で本件工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあると

きは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、要求水準書に定めるところによる。要求水準書にその品質が明示されていない場合にあつては、工事の目的物が要求水準書に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い、工事記録の整備等）

第14条 受注者は、要求水準書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は本件工事の施工をするときは、要求水準書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する図面、その他設計業務に必要な物品及び工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担に

において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質又は規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書に定めるところにより、本件工事の完成、要求水準書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、本件工事用地その他要求水準書において定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が本件工事の施工上必要とする日（要求水準書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本件工事の完成、要求水準書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（要求水準書又は実施設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条 受注者は、本件工事の施工部分が要求水準書又は実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発

注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が要求水準書又は実施設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、本件工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書及び要求水準書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。

号	訂正又は変更の内容	訂正又は変更の方法
(1)	第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書又は実施設計図書を訂正する必要があるもの	要求水準書については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
(2)	第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書又は実施設計図書を変更する場合で工事の目的物の変更を伴うもの	要求水準書については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
(3)	第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書又は実施設計図書を変更する場合で工事の目的物の変更を伴わないもの	発注者と受注者とが協議して、要求水準書については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。

- 5 前項の規定により要求水準書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受注者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは

工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本件工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事の中止内容を受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事の続行に備え本件工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、本件工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本件工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、実施設計図書、設計成果物、工事目的物若しく

は工事材料について生じた損害その他本件工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 本件工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他本件工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書又は実施設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の本件工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1） 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2） 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（3） 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕

費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える要求水準書及び実施設計図書の変更）

- 第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更し、若しくは受注者に実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、要求水準書及び実施設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

- 第32条 受注者は、本件工事を完成し、要求水準書に従い工事の目的物の試運転及び引渡し性能試験を実施し、その結果について発注者の承諾を得たときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、本件工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 発注者は、第2項の検査（以下「完成検査」という。）によって本件工事の完成を確認したときは、工事完成合格通知書及び工事目的物引受書により、要求水準書に定める日に当該工事の目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 第2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、発注者は、第2項の検査によって本件工事の完成を確認した後、直ちに当該目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求できる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、本件工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を本件工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（実施設計図書の承諾）

- 第32条の2 受注者は、設計業務に関し、要求水準書に従い、作成した実施設計図書を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の承諾を受けられないときは、実施設計図書を直ちに修補して発注者の承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、本条に従い、発注者が実施設計図書の承諾を受けたことをもって、第42条の責任を

免れることはできない。

（請負代金の支払い）

第33条 受注者は、前条第2項（同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条 発注者は、第32条第3項、第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、請負代金額が1,000万円未満又は工期が90日に満たないものにあつては、前項の中間前払金の支払を請求することができない。

6 受注者は、第38条の規定による部分払又は第39条第1項の規定により準用される第33条第1項の規定による部分引渡しに係る請負代金の支払を請求した後にあつては、第3項の中間前払金の支払を請求することができない。

7 受注者は、第3項の規定による中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

8 受注者は、当初の請負代金額の10分の2以上請負代金額が増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

9 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超え

るときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。なお、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 10 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 11 発注者は、受注者が第9項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第8項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金を本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、本件工事の現場管理費及び一般管理費等のうち本件工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部分払）

第38条 受注者は、本件工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中契約書記載の回数以内とし、毎月1回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≒

第1項の請負代金相当額×(9/10－前払金額/請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が要求水準書において本件工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「本件工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払金額/請負代金額)

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本件工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、実施設計図書、設計成果物又は引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第32条第2項（第39条第1項又は第2項において読み替えて準用する場合を含む、第32条第6項後段（第39条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定による検査に合格したこ

とをもって免れるものではない。

3 第1項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 設計成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、本件工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本件工事に着手すべき期日を過ぎても本件工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たり発注者若しくは監督員の指揮監督に従わないとき又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (5) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、法令若しくは岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）又はこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないで

その時期を経過したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。
- (11) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。
- (12) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (13) 発注者から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により要求水準書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金額の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条

又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 本件工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に本件工事を完成することができないとき。
- (2) この設計成果物及び工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条又は第45条の規定により、設計成果物及び工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 第44条又は第45条（第13号を除く。）の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 設計成果物及び工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、控除すべき額を計算できないときは、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第45条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合

で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第53条 発注者は、引き渡された設計成果物及び工事目的物に関し、第32条第3項、第5項又は第6項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から契約書記載の年数以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 発注者は、設計成果物及び工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第54条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金額（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約による本件工事が完成した後においても、同様とする。

- （1） 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- （2） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- （3） 受注者が独占禁止法第77条の規定により提起した抗告訴訟において訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- （4） 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他

の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が共同企業体である場合は、第1項各号及び前項中「受注者」とあるのは、「受注者又は受注者の代表者若しくは構成企業」と読み替えるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 5 第1項の規定に該当する場合においては、発注者は契約を解除することができる。

(火災保険等)

第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を要求水準書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第56条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第57条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岡山県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が本件工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(管轄裁判所)

第59条 仲裁により解決できない紛争並びにこの契約に係る訴訟に関し、発注者と受注者は、岡山地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第61条 この約款に定めのない事項については、規則によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。